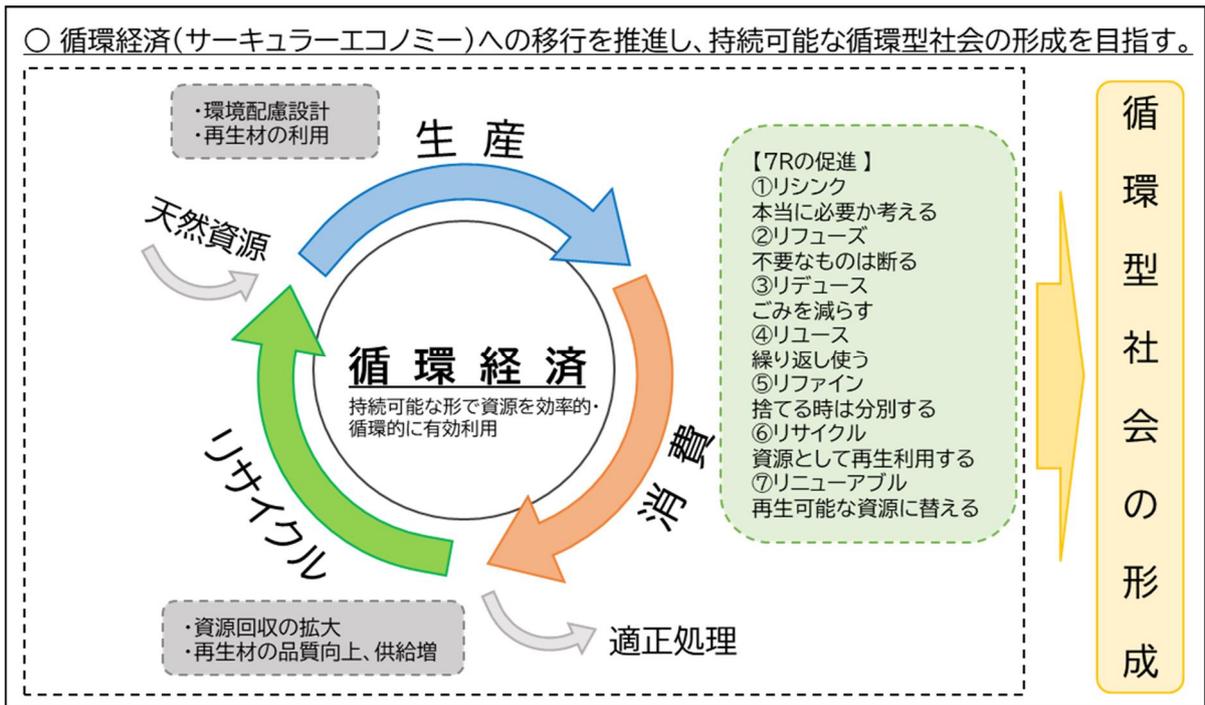


サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」

大量生産・大量消費型の経済活動は、大量廃棄社会を生み出しており、健全な物質循環を妨げるだけでなく、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など様々な環境問題にも密接に関係しています。

そうした中、令和6（2024）年8月に国が「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、サーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略として位置付けたことを受け、リニアエコノミー（直線型経済）から、持続可能な形で資源を活用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行が求められています。

サーキュラーエコノミーは、資源を効率的に活用し、廃棄物の発生を最小限に抑える経済モデルであり、環境負荷の低減と経済成長の両立を促進します。世界的な気候変動問題や天然資源の枯渇、生物多様性の喪失といった課題が深刻化する中、資源の循環利用は不可欠であり、地域の循環資源を最大限に活用することで、地域経済の活性化や雇用創出にも貢献します。本県においても、サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、発生抑制や再使用の取組はもとより、資源回収の拡大、再生材の品質向上など、必要な各種施策（7Rの促進や資源循環体制の確保等）に取り組んでいきます。



10年後の将来像

◎ 循環経済への移行により循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現しています。

- ◆ ライフサイクル全体での徹底した資源循環が行われています。
- ◆ 製造業・販売業とリサイクル業等が連携した新たな資源循環システムが構築されています。
- ◆ リサイクル産業が成長し脱炭素化や水平リサイクルなどに関連した新たな技術開発、雇用の創出等が実現しています。
- ◆ 廃棄物の適正処理が徹底され、ごみの散乱や不法投棄のない生活環境が実現しています。
- ◆ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制が確立されています。

参考：この計画で使用する数値等について

(1) 数値

ア 一般廃棄物

一般廃棄物に関する数値は、毎年度環境省が全国の市町村を対象に実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づくものです。なお、排出事業者が処分業者に処分を委託している廃棄物の量、資源回収業者に売却している古紙等の量、家電リサイクル法に基づき小売店が回収している使用済家電製品の量、スーパー等の店頭で回収されているペットボトル、食品用トレイ等の量等、市町が把握していない数値については、上記実態調査の結果には含まれていません。

イ 産業廃棄物

産業廃棄物の排出状況及び処理状況に関する現況値は、令和6（2024）年度に県が排出事業者を対象に実施した実態調査及び同年度に多量排出事業者から県及び宇都宮市に提出された実施状況報告書に基づく推計値です。

なお、農業から排出される家畜ふん尿は農地への還元処理、鉱業から排出される汚泥、鉱さい等は鉱山保安法により採取地に埋め戻す処理が行われており、他の業種の産業廃棄物とは処理体系が異なっていることから、産業廃棄物の排出量から農業及び鉱業に係るものを除く取扱いとしています。

全国の産業廃棄物の状況については、毎年度環境省が実施している「産業廃棄物排出・処理状況調査」に基づいています。

ウ その他

本文中の図及び表で使用している数値については、四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

1 7Rの促進

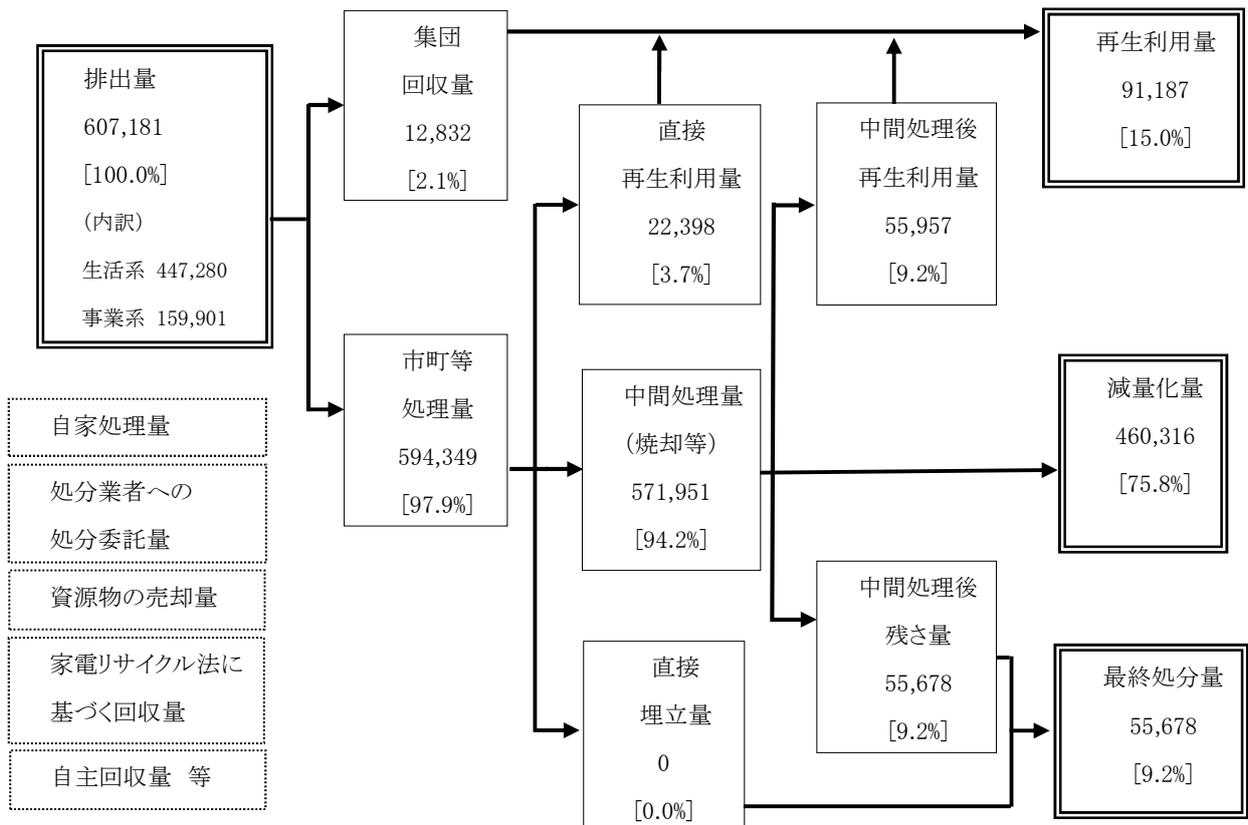
(1) 現状

ア 一般廃棄物

(ア) 本県における一般廃棄物の概況（令和5（2023）年度）（図表40）

○県内では、607千t（生活系：447千t、事業系：160千t）の一般廃棄物が排出され、91千t（15.0%）が再生利用、460千t（75.8%）が焼却等による減量化、56千t（9.2%）が最終処分されています。

【図表40】一般廃棄物の処理フロー（令和5（2023）年度） [単位：t]



(注1) []内は排出量に対する割合

(注2) 集団回収量：市町から補助金の交付等を受けた住民団体により回収された廃棄物の量

(注3) 直接再生利用量：中間処理施設を経ずに直接再生業者等に搬入された廃棄物の量（古紙、空き缶、布類等）

(注4) 自家処理量：生活系一般廃棄物のうち、自家用の肥料又は飼料として使用し、又は自らが若しくは農家等に依頼して処分している量

(注5) 自主回収量等：スーパー等の店頭で回収されているペットボトル、食品用トレイ等の量等

(イ) 県内における一般廃棄物の排出の現状等（令和5（2023）年度）（図表41～42）

○生活系廃棄物はコロナ禍による巣ごもり消費等によって一時期増加しましたが、その後は減少傾向となっております。一般廃棄物全体の排出量は前計画の基準年である平成30（2018）年度以降概ね減少しており、令和5（2023）年度における排出量は基準年度比8.6%減（57千t減）の607千tとなっています。

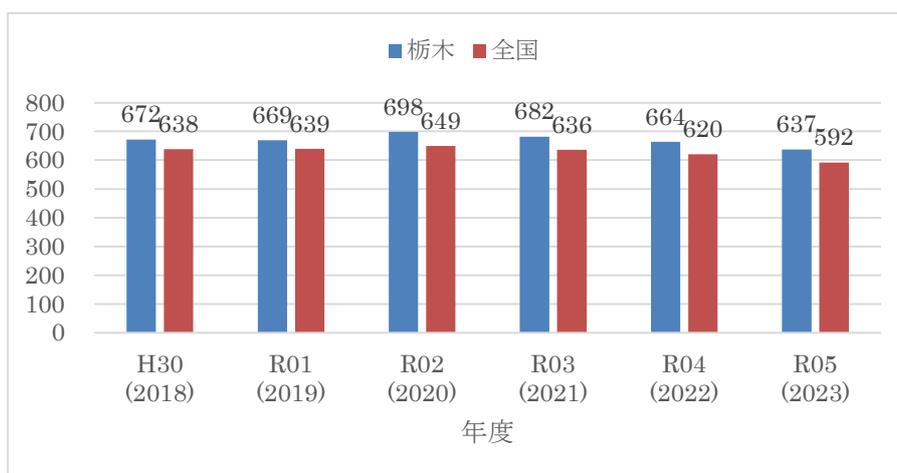
○市町等の廃棄物処理計画から予測した今後の排出量は、令和12（2030）年度において556千t（生活系：411千t、事業系：145千t）、令和17（2035）年度において528千t（生活系：386千t、事業系：142千t）です。

【図表41】県内における一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：千t〕



○また、県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量は、基準年以降減少しているものの、令和5（2023）年度における本県の排出量は637gと全国平均（592g）より多い状況です。〔前計画目標値 令和7（2025）年度：650g〕

【図表42】県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：g・人/日〕

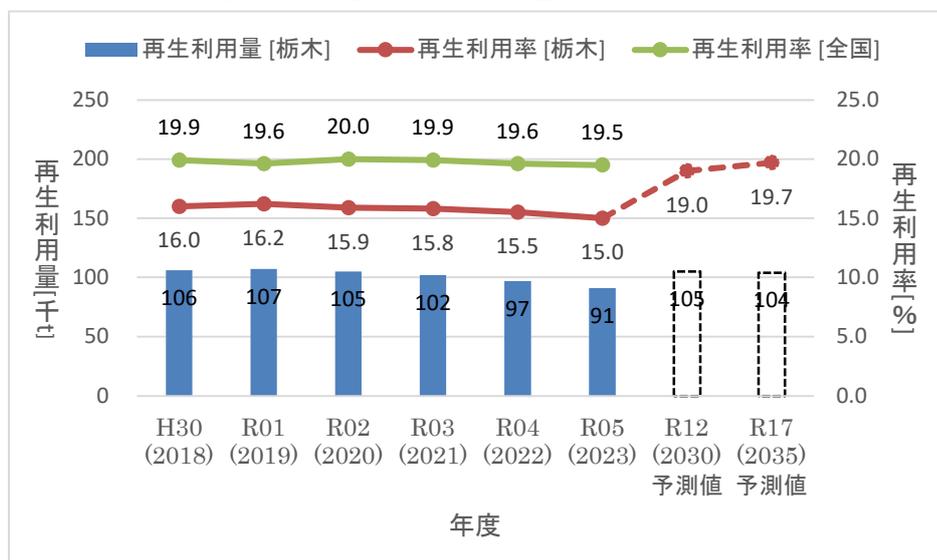


○廃棄物の発生抑制が期待されるごみ処理の有料化率（指定袋制等を含む。）について、令和7（2025）年度末現在で、県内における実施市町率は84%です（21市町/25市町、有料化：14市町、指定袋制等：7市町）。

(ウ) 県内で排出された一般廃棄物の処理の現状等（令和 5（2023）年度）（図表 43～44）

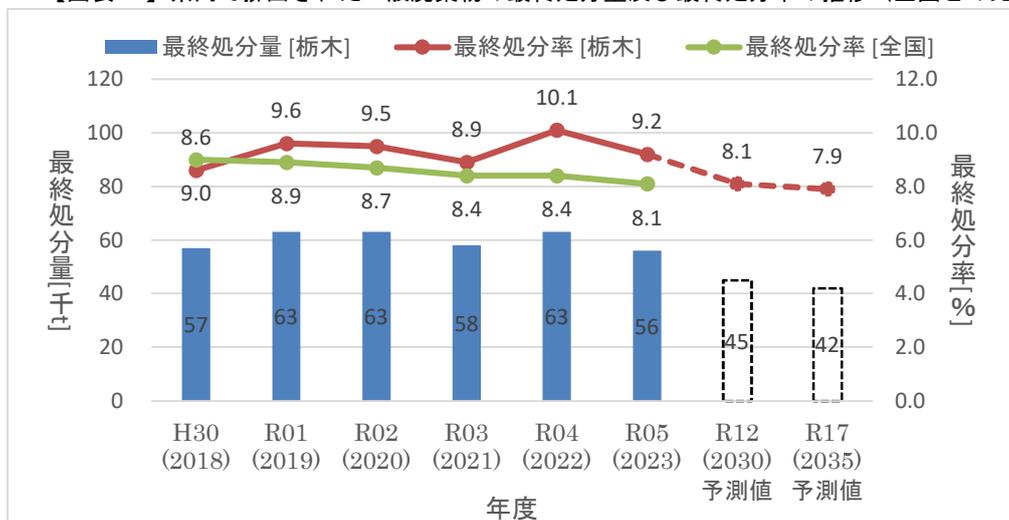
- 再生利用率は、前計画の基準年である平成 30（2018）年度以降減少しており、令和 5（2023）年度においては 15.0%です〔前計画目標値 令和 7（2025）年度：19.0%〕。また、市町等の廃棄物処理計画等から予測した今後の再生利用率は、令和 12（2030）年度において 19.0%、令和 17（2035）年度において 19.7%と増加傾向となっています。
- 最終処分量は、平成 30（2018）年度以降増減を繰り返しており、令和 5（2023）年度においては 56 千 t です〔前計画目標値 令和 7（2025）年度：53 千 t〕。また、市町等の廃棄物処理計画等から予測した今後の最終処分量は、令和 12（2030）年度において 45 千 t、令和 17（2035）年度において 42 千 t です。
- 再生利用率（15.0%）は全国平均（19.5%）より低く、また、最終処分率（9.2%）も全国平均（8.1%）より高くなっています。

【図表 43】 県内で排出された一般廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移（全国との比較）



(注1)：スーパー等の店頭で回収されているペットボトル等は含まれていない。

【図表 44】 県内で排出された一般廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移（全国との比較）



- 市町等によるごみ質調査によれば、依然として、可燃ごみ中への資源物や食品ロス等の混入が一定量確認されています。また、海洋汚染防止のためにプラスチック使用の削減が求められ、使い捨てプラスチックの削減等の普及啓発に取り組んでいますが、県民・事業者十分に意識が浸透したとはいえない状況です。
- また、外国人居住者の急増に伴い、外国人によるごみ分別ルールの徹底がなされていない状況も見受けられます。
- さらに、不適正な分別等が原因となり、収集運搬車及び処理施設においてリチウムイオン電池による火災事故が増加しています。

コラム：リチウムイオン電池の適切な処理について

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやワイヤレスイヤホン、ハンディファン、コードレス家電など、私たちの生活の多くの製品に使われている電池であり、小型でありながら多くの電力を蓄えられることから便利に利用されています。

一方で、リチウムイオン電池は破損や圧力、水濡れをきっかけに発熱・出火することもあり、近年、全国的にごみ収集車両や処理施設での火災事故が増加しており、処理施設の大規模火災による長期間の稼働停止といった事案も顕在化しております。

ごみ処理に携わる方々の安全確保や、ごみ収集車・ごみ処理施設の適切な運営・維持のために、充電できる電子機器や電源につながなくても動く・光る電子機器等を捨てる際には、必ず、自治体のルールに従って分別し、適切に排出しましょう。

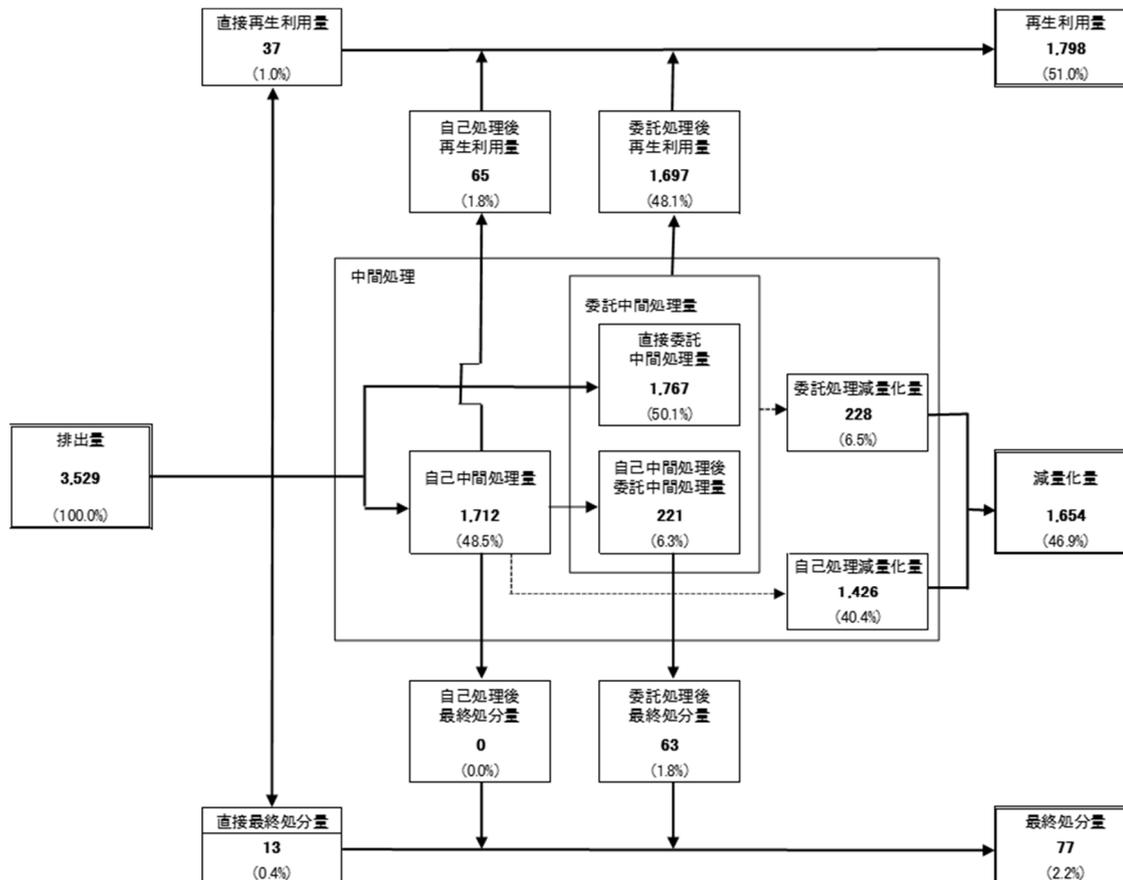


イ 産業廃棄物

(ア) 本県における産業廃棄物の概況（令和5（2023）年度）（図表45）

○県内では3,529千tの産業廃棄物が排出され、1,798千t（51.0%）が再生利用、1,654千t（46.9%）が減量化、77千t（2.2%）が最終処分されています。（農業・鉱業に係るものを除く。）

【図表45】産業廃棄物の処理フロー（令和5（2023）年度）〔単位：千t〕



(注1) ()内は排出量に対する割合

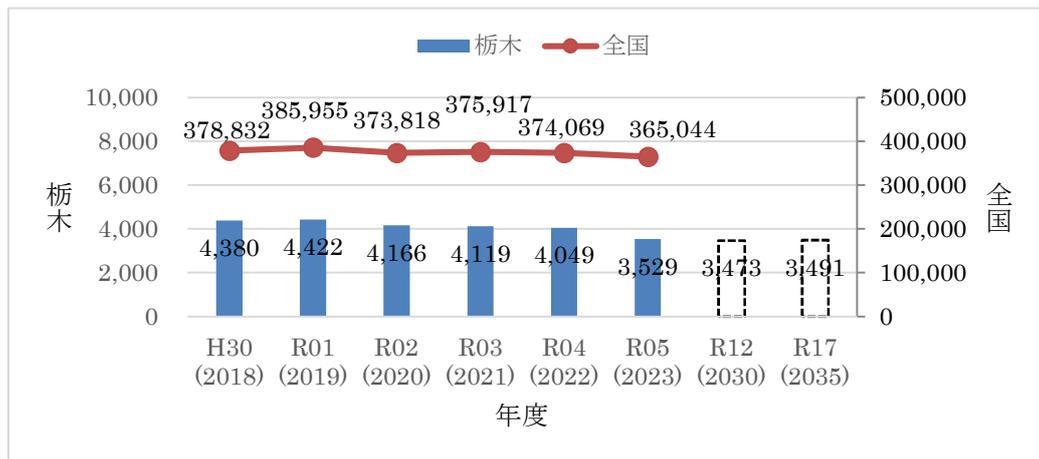
(注2) 各項目で四捨五入しているため、合計と内容が一致しないことがある。

(イ) 県内における産業廃棄物の排出の現状等（令和 5（2023）年度）（図表 46～49）

○産業廃棄物の排出量は、前計画の基準年である平成 30（2018）年度比 19.4%減（851 千 t 減）の 3,529 千 t です。

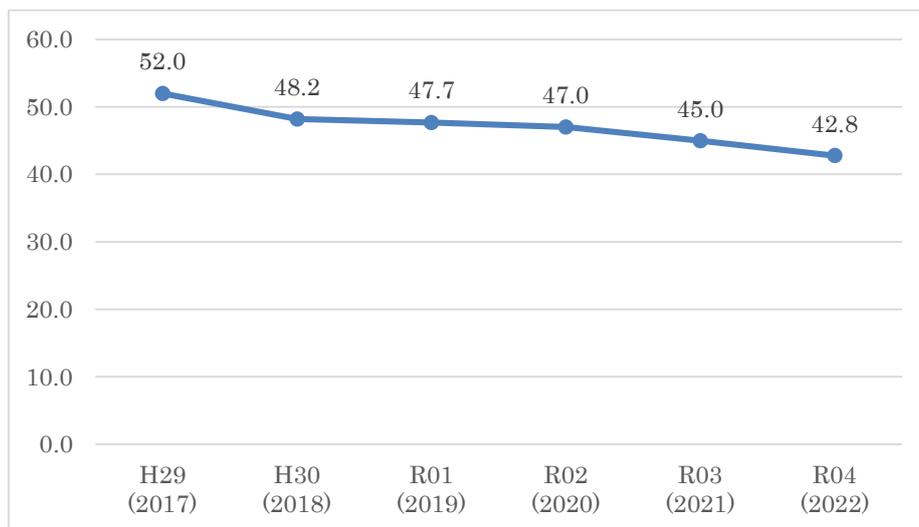
○これまでの傾向等から予測した今後の排出量は、令和 12（2030）年度において 3,473 千 t、令和 17（2035）年度において 3,491 千 t です。

【図表 46】県内における産業廃棄物の排出量の推移（全国との比較）〔単位：千 t〕



○県内の産業による生産額（実質）1 億円当たりの産業廃棄物の排出量は、前計画の基準年である平成 29（2017）年度以降減少し、令和 4（2022）年度においては基準年比 17.7% 減（9.2t 減）の 42.8t/億円となっており、既に前計画の目標値（令和 7（2025）年：48.8t/億円）を達成しています。

【図表 47】県内の産業による生産額（実質）1 億円当たりの産業廃棄物の排出量の推移〔単位：t/億円〕



○産業廃棄物の品目別の排出量では、汚泥が47.8% (1,686千t)を占め、業種別での排出量では、製造業が35.2%(1,245千t)を占めています。

【図表 48】 県内における産業廃棄物の品目別の排出量の推移〔単位：千t〕

年度	汚泥	がれき類	鋳さい	木くず	廃プラスチック類	ガラス陶磁器くず	金属くず	その他	合計
H30 (2018)	2,026	1,011	335	172	186	154	30	466	4,380
R01 (2019)	1,989	1,085	357	177	188	145	30	452	4,422
R02 (2020)	1,918	1,090	215	173	176	145	28	420	4,166
R03 (2021)	1,870	1,006	272	174	175	150	29	442	4,119
R04 (2022)	1,670	1,096	286	195	182	160	29	431	4,049
R05 (2023)	1,686	759	228	137	155	155	44	365	3,529

(注1) 各項目で四捨五入しているため、合計と内容が一致しないことがある。

【図表 49】 県内における産業廃棄物の業種別の排出量の推移〔単位：千t〕

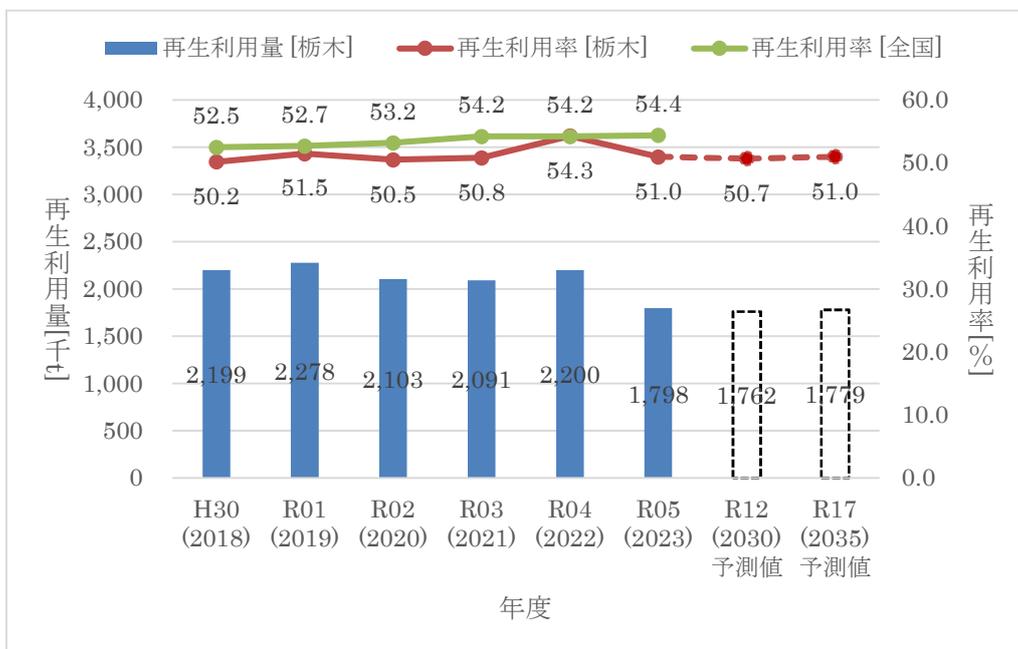
年度	製造業	建設業	電気・ガス・水道業	その他	合計
H30 (2018)	1,592	1,211	1,277	300	4,380
R01 (2019)	1,590	1,303	1,243	286	4,422
R02 (2020)	1,352	1,316	1,227	271	4,166
R03 (2021)	1,455	1,207	1,176	281	4,119
R04 (2022)	1,326	1,308	1,150	265	4,049
R05 (2023)	1,245	941	1,145	198	3,529

(注1) 各項目で四捨五入しているため、合計と内容が一致しないことがある。

(ウ) 県内で排出された産業廃棄物の処理の現状等（令和5（2023）年度）（図表 50～52）

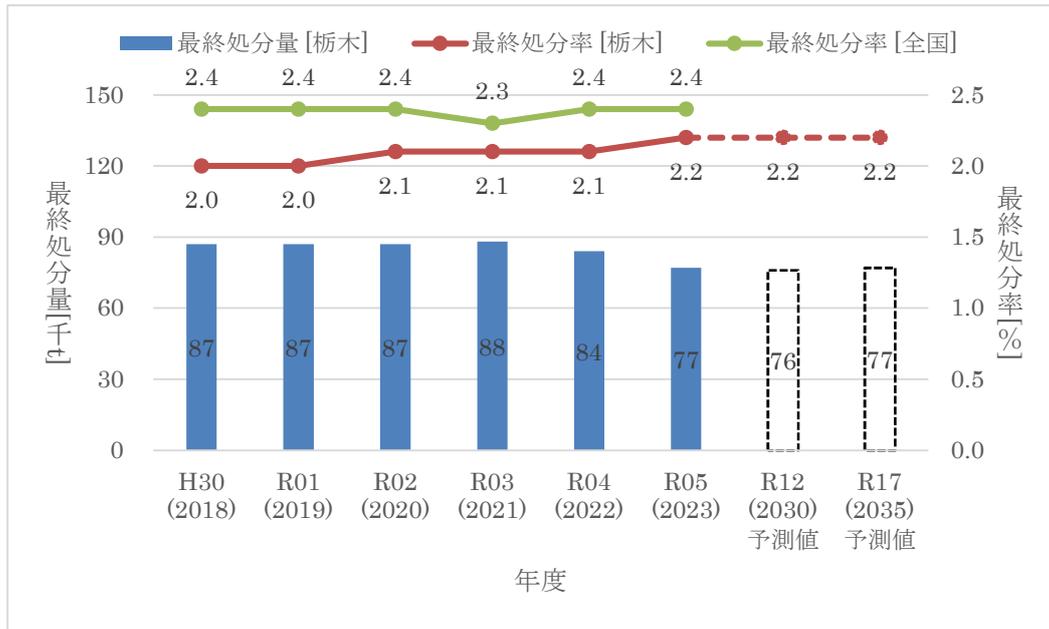
- 再生利用率は、前計画の基準年である平成30（2018）年度（50.2%）と比較し微増しており、51.0%です。また、これまでの傾向から予測した今後の再生利用率は、令和12（2030）年度において50.7%、令和17（2035）年度において51.0%です。
- 最終処分量は、前計画の基準年である平成30（2018）年度（87千t）以降概ね減少し、基準年比11.5%減（10千t減）の77千tとなっており、既に前計画の目標値を達成しています。また、これまでの傾向等から予測した今後の最終処分量は、令和12（2030）年度において、76千t、令和17（2035）年度において77千tです。
- 品目別で排出量の最も多い汚泥については、減量化率が非常に高いことから（89.4%）、再生利用率（10.2%）及び最終処分率（0.4%）が低くなっているのに対し、がれき類、鋳さい及び金属くずは減量化率が低く（2%程度）、再生利用率が高くなっている状況です。

【図表 50】 県内で排出された産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移（全国との比較）



（注1）全国の数値は、農業及び鋳業に係るものを含む。

【図表 51】 県内で排出された産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移（全国との比較）



(注1) 全国の数値は、農業及び鉱業に係るものを含む。

【図表 52】 県内で排出された産業廃棄物の品目別処理状況（令和5（2023）年度）

	再生利用量 [千 t]		減量化量 [千 t]		最終処分量 [千 t]		合計 [千 t] (排出量)
		率 [%]		率 [%]		率 [%]	
汚泥	172	10.2	1,507	89.4	7	0.4	1,686
がれき類	745	98.2	0	0.0	13	1.7	759
鉱さい	222	97.5	6	2.4	0	0.1	228
木くず	129	94.3	6	4.3	2	1.5	137
廃プラスチック類	109	70.4	35	22.2	11	7.3	155
ガラス陶磁器くず	145	93.6	0	0.0	10	6.4	155
金属くず	42	95.6			2	4.4	44
その他	233	63.8	101	27.7	31	8.4	365
合計	1,798	51.0	1,654	46.9	77	2.2	3,529

(注1) 空欄の項目は廃棄物が発生していないことを表し、「0」の項目は500t未満であることを表す。

(注2) 各項目で四捨五入しているため、合計と内容が一致しないことがある。

(2) 課題

- 一般廃棄物については、排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、可燃ごみ中への資源物や食品ロス等の混入のほか、急増する外国人居住者等による生活系ごみの不十分な分別、リチウムイオン電池等の混入による火災発生事例の増加などが確認され、一層の普及啓発に取り組む必要があります。また、海なし県である本県においても、川から海へプラスチックが流出することや、化石資源の有限性といった視点を踏まえ、使い捨てプラスチック等の使用削減や分別回収の徹底など更なる取組が必要です。
- 産業廃棄物についても、排出量や最終処分量は減少傾向にありますが、資源の有効活用を加速させるため、再生材の質の向上に向けた排出時点での更なる分別の徹底や再生材の需要拡大を促進する必要があります。

(3) 施策の方向性

循環型社会の形成に向けて、「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」の3Rに加え、より効果的に取組を進めるため、本県独自の「プラス3R」（リシンク＝考える、リフューズ＝判断する、リファイン＝分別する）を意識した行動の啓発に取り組んでいきます。また、プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、「リニューアブル（再生可能資源への代替）」の取組も促進するほか、再資源化事業等高度化法の施行も踏まえながら、「7Rの促進」としてライフサイクル全体での資源循環の取組を促進します。

また、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策といった国際的な課題にも引き続き対応していきます。



(4) 具体的取組

ア 発生抑制（①リシンク、②リフューズ、③リデュース）・再使用（④リユース）

（ア）県民による発生抑制・再使用の取組促進

廃棄物の排出量を減らすためには、県民一人ひとりが廃棄物をできるだけ発生させないことが重要です。そのため、県民に対し、廃棄物を減らす意識を浸透させ、ライフスタイルの見直しを促す取組を進めます。また、再使用は発生抑制に次ぐ優先順位の高い取組であり、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながります。これらの取組は市町の施策に大きく影響されることから、市町への技術的助言に努めます。

- ごみの発生抑制及び再使用に係る県民への普及啓発【一】
- 市町によるごみ処理の有料化の促進【一】
- 市町等及び庁内関係部局と連携した県民の家庭系食品ロス削減意識の醸成【一】

- 市町等及び民間事業者と連携した使い捨てプラスチックの使用削減及び海洋プラスチック問題に関する県民への普及啓発【一】
- マイバッグキャンペーンの周知などマイバッグ使用促進【一】
- リユースショップやフリマアプリなどの活用促進【一】

(イ) 排出事業者等による発生抑制・再使用の取組促進

事業活動に伴って発生する廃棄物の量は、景気動向、企業立地の状況等により増減することを踏まえて、排出事業者ができるだけ廃棄物を発生させないように取組を進めることが重要です。また、資源の有効活用や消費者の安全といった観点も踏まえ、C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進など再使用の取組を促進します。

- 環境マネジメント制度の周知等を通じた事業活動における発生抑制の取組促進【共】
- 食品関連事業者に対する事業系食品ロス削減に向けた普及啓発【共】
- 市町等に対する研修会の開催等による事業系一般廃棄物の削減促進【一】
- 多量排出事業者等に対する発生抑制の取組促進及び法令遵守の徹底【産】
- 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品制度等の普及啓発【共】
- 家電産業などによるC E（サーキュラーエコノミー）コマースの取組促進【共】

イ 再生利用（⑤リファイン、⑥リサイクル）

(ア) 県民・排出事業者による分別の取組促進

持続可能な社会の実現のためには発生抑制、再使用の取組が重要ですが、それでも発生してしまう廃棄物についても、徹底した分別によって、資源の循環を進めていく必要があります。プラスチックや資源ごみなどは、正しく分別しなければリサイクルすることができません。“混ぜればごみ、分ければ資源”と言われており、最終処分されるごみの量を減らすためには、一人ひとりがきちんと分別を行うことが大切です。

- 県民及び排出事業者に対し再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別の普及啓発【共】
- 居住外国人等に向けたごみ分別普及啓発の多言語化等の促進【一】
- 市町等による容器包装及び製品プラスチック等の再資源化の分別区分の拡大を促進【一】
- 市町等及び処理業者等と連携したスーパーマーケットにおけるP E Tボトルや廃食用油などの店頭回収等を活用した資源物回収の促進【共】
- 建築物等の分別解体・再資源化の徹底【産】
- リチウムイオン電池等の分別周知及び徹底【一】

(イ) 高度なリサイクルシステムの構築

再生利用に取り組む際には、廃棄物をできるだけ分別した上で、まずは、使用済製品を原材料として再利用し、再び同一種類の製品に戻す（水平リサイクル）、それができない場合には、その品質に応じた製品を製造する（カスケードリサイクル）という優先順位を意識することが重要です。

- 環境配慮設計やA I・機械化等による再資源化の高度化促進【共】
- P E Tボトルや自動車（Car to Car）などについて、水平リサイクルの取組の促進【共】

- し尿汚泥、家畜ふん尿、廃食用油、作物残渣など地域において利用されていない廃棄物系バイオマスについて、堆肥、燃料（S A F等）等としての利活用促進【共】
- 下水汚泥の処理工程で発生するバイオガスを利用した発電の取組を継続するとともに、下水汚泥の肥料化など更なる有効利用の可能性を検討【産】
- 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法等に基づく各種リサイクル制度の県民及び排出事業者に対する普及啓発【共】
- 「とちの環エコ製品」について、公共事業での活用はもとより、市町等、関係団体等に対する利用の働きかけ等を通じて需要の拡大を図るとともに、処理業者等に周知することによる認定件数の増加【共】
- グリーン購入法等に基づき、県が率先して再生材を利用した製品等の調達に取り組むことによる需要の転換【共】

ウ 再生可能資源への代替（⑦リニューアブル）

（ア）再生可能資源の利用促進

循環型社会の構築のためには、持続可能性を前提とした上で、天然資源の消費を抑制し、温室効果ガス削減にも寄与する再生可能資源（紙、木材、バイオマスプラスチック等）の利用を図ることが重要です。

- 使い捨てプラスチックの削減につながる再生可能資源の利用に係る普及啓発【共】
- 再生可能資源を活用した「とちの環エコ製品」について、市町等、関係団体等に対する利用の働きかけ等を通じた需要の拡大を図る【共】

（５）指標

項 目	現状値	目標値
県民 1 人 1 日当たりの生活系一般廃棄物の排出量	637g/人・日 【R5(2023)】	620 g/人・日 【R12(2030)】
県内の産業による生産額（実質）1 億円当たりの産業廃棄物の排出量 （農業及び鉱業に係るものを除く。）	42. 8t/億円 【R4(2022)】	40. 7t/億円 【R12(2030)】
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量	56 千 t 【R5(2023)】	45 千 t 【R12(2030)】
県内で排出された産業廃棄物の最終処分量	77 千 t 【R5(2023)】	75 千 t 【R12(2030)】
環境学習参加者数（資源循環分野）	11, 820 人 【R4(2022)】	12, 000 人 【R12(2030)】
【参考】一般廃棄物の排出量	607 千 t 【R5(2023)】	556 千 t 【R12(2030)】
【参考】産業廃棄物の排出量	3, 529 千 t 【R5(2023)】	3, 473 千 t 【R12(2030)】
【参考】県内における一般廃棄物の再生利用率	15. 0% 【R5(2023)】	19. 0% 【R12(2030)】
【参考】県内における産業廃棄物の再生利用率	51. 0% 【R5(2023)】	53. 0% 【R12(2030)】

2 資源循環推進体制の確保

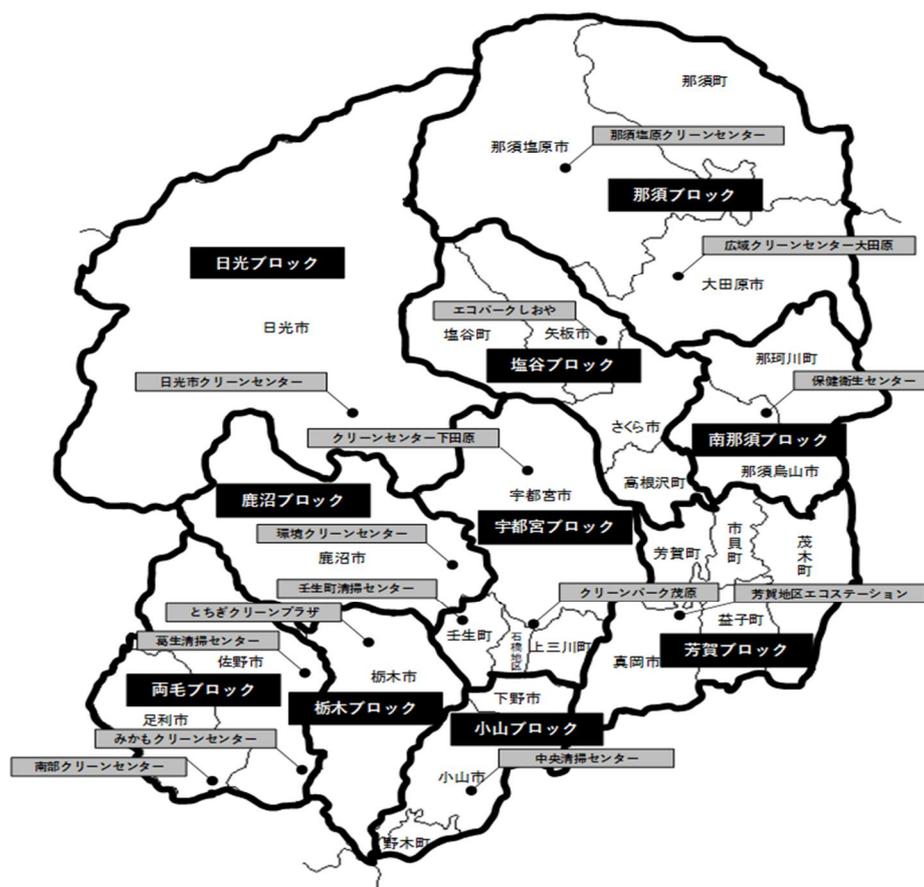
(1) 現状

ア 市町等の一般廃棄物処理施設の状況

(ア) 中間処理施設（令和6（2024）年4月現在）

- 焼却施設については、「栃木県ごみ処理広域化計画」に基づき10の地域ブロックを設定し、広域的整備を進めてきた結果、15施設に集約されており、うち13施設では、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーの回収や発電が行われています。
- 市町等のリサイクル施設については、焼却施設に準じて広域的整備が進められています。

■現在のブロック割図（10ブロック）



(イ) 最終処分場（令和5（2023）年度）（図表 53～54）

- 最終処分場については、約半数に当たる12市町で保有していない状況です。
- 県内には一般廃棄物を処理できる民間の最終処分場がないことから、最終処分場を保有していない市町は、県外の最終処分場に搬出しています。

【図表 53】市町における最終処分場の保有状況（全国との比較）（令和5（2023）年度）

	保有している	保有していない
栃木	13市町/25市町(52.0%) ※ 人口:1,214,290人(63.3%)	12市町/25市町(48.0%) ※ 人口:703,831人(36.7%)
全国	1,434/1,741市区町村(82.4%)	307/1,741市区町村(17.6%)

【図表 54】市町等の最終処分場の残余容量及び残余年数の推移（全国との比較）

年度末	栃木		全国	
	施設数	残余容量 〔m ³ 〕	残余容量 〔千m ³ 〕	残余年数 〔年〕
H30 (2018)	8	261,313	101,341	21.6
R01 (2019)	8	215,306	99,577	21.4
R02 (2020)	9	533,295	99,836	22.4
R03 (2021)	10	592,234	98,448	23.5
R04 (2022)	10	569,132	96,663	23.4
R05 (2023)	10	536,236	95,751	24.8

(注1) 残余年数＝当該年度末における残余容量÷(当該年度における最終処分量÷埋立ごみ比重 0.8163)

(注2) 施設によっては、地元住民との協定等に基づく稼働期限があるため、残余容量が必ずしも埋立可能容量とはならない場合がある。

イ 民間の一般廃棄物処理施設の状況（令和6（2024）年4月現在）（図表 55）

○県内には、令和6（2025）年4月現在で、民間の一般廃棄物処理施設が41施設あり、焼却、焼却残さの熔融スラグ化、容器包装等の再生利用等が行われています。

【図表 55】県内における民間の一般廃棄物処理施設の設置状況（令和6（2024）年4月現在）

	焼却施設 (熔融施設を含む。)	粗大ごみ処理施設・ 資源化等を行う施設	合計
施設数 〔施設〕	7	35	41

(注1) 廃棄物処理法に基づく許可施設及び届出施設に限る。

(注2) 焼却施設と焼却施設以外の許可を持っている事業者がいるため、合計が異なる。

ウ 県内の産業廃棄物処理施設の現状等

(ア) 中間処理施設（図表 56）

○中間処理施設は495施設あり、そのうち22施設は排出事業者が設置した施設、473施設は処分業者が設置した施設となっており、適正な処理が行われています。種類別では、破碎・切断施設が291施設で最も多く、次いで圧縮・減容施設が49施設です。焼却施設は27施設となっており、うち15の焼却施設では、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーの回収や発電が行われています。

○サーキュラーエコノミーへの移行に向けては、高度なりサイクル機能を持つ施設が必要ですが、再資源化事業等高度化法に基づく高度リサイクル施設は本県に設置されておりません（令和8（2026）年1月時点）。

【図表 56】 県内における中間処理施設の設置状況（令和 7（2025）年 4 月現在）

	事業者		処理業者		合計	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力	施設数	処理能力
焼却	7	131	20	1,233	27	1,364
溶融・焼成	-	-	8	3,924	8	3,924
脱水・乾燥	3	395	21	1,101	24	1,496
油水分離・ろ過	1	32	6	959	7	991
中和	-	-	8	1,606	8	1,606
破碎・切断	10	2,124	281	80,206	291	82,330
堆肥化	-	-	19	1,870	19	1,870
固形化	-	-	11	2,250	11	2,250
圧縮・減容	1	19	48	4,688	49	4,707
その他	-	-	51	9,035	51	9,035
合計	22	2,701	473	106,872	495	109,573

（注1） 排出事業者が設置した施設数は廃棄物処理法に基づく許可施設に限り、処分業者が設置した施設数は許可施設以外の施設を含む。

（イ）最終処分場（図表 57）

○令和 6（2024）年度末時点で、安定型最終処分場が 9 施設あり、管理型最終処分場が 1 施設あります。県内の安定型最終処分場の残余容量は年々減少しており、令和 5（2023）年度末現在で 914 千 t となっています。また、管理型最終処分場の残余容量は、令和 5（2023）年度末現在で 569 千 t となっています。

【図表 57】 県内における最終処分場の設置状況の推移

年度末	安定型最終処分場		管理型最終処分場	
	施設数	残余容量(千m ³)	施設数	残余容量(千m ³)
H30 (2018)	12	1,262	-	-
R01 (2019)	12	1,124	-	-
R02 (2020)	12	1,009	-	-
R03 (2021)	12	809	-	-
R04 (2022)	11	983	-	-
R05 (2023)	11	914	1	569
R06 (2024)	9		1	

（注1） 全て処分業者が設置した施設

（参考） 令和 5（2023）年度における安定型最終処分場の残余年数は 15.8 年
 県内安定型最終処分場の残余容量 ÷ 県内安定型最終処分場での処分量
 令和 5 年度は 914 千 m³ ÷ 58 千 m³/年 = 15.8 年。

エ 各種リサイクル法等に関連する処理施設（図表 58）

- 各種リサイクル法等においては、独自のリサイクルシステム等が構築されており、市町等及び関連事業者において、廃棄物の回収、引取り等が行われているほか、スーパーにおける店頭回収等の自主的な取組も広がりを見せています。
- 令和7（2025）年4月1日現在で、82施設のリサイクル施設が県内の産業団地等に立地しています。

【図表 58】県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数（令和7（2025）年4月1日現在）〔単位：件〕

廃棄物 処理法	容器包装 リサイクル法	家電 リサイクル法	自動車 リサイクル法	小型家電 リサイクル法	食品 リサイクル法	延べ施設数 (実施設数)
102	1	2	7	2	0	114 (82)

（注1）県内の産業団地及び工業専用地域におけるリサイクル施設の立地件数

（注2）同一施設が複数のリサイクル法等に基づく許可等を有している場合がある。

（2）課題

- 人口減少や少子高齢化が進展する中、限られた人的・財政的資源のもとで持続可能なごみ処理体制を確保するためには、広域化や集約化による効率的な処理体制の構築や廃棄物処理業の魅力向上による人材確保等が求められ、関係団体等と連携した情報発信の取組が必要です。
- サーキュラーエコノミーへの移行に向けては、高度なリサイクル機能を持つ施設が不足しており、立地促進の取組が必要です。また、天然資源の投入を抑制し、循環資源を原材料として活用し、経済成長につなげることが重要ですが、製造業側における循環資源の需要が少ないことや、リサイクル施設のイメージの不透明さなどから、製造業（動脈産業）とリサイクル業（静脈産業）間の情報共有が十分に行われておらず、両者の連携に向けた基盤づくりが必要です。
- また、サーキュラーエコノミーへの移行を進めていく中でも最終処分が必要な廃棄物は一定程度排出されるため、最終処分場など処理体制の確保も必要です。
- さらに、廃棄物処理施設の設置、改修に当たっては、脱炭素に配慮した設備導入や地域住民の理解促進を図っていくことが必要です。

（3）施策の方向性

資源循環を進めるためには、日常生活や事業活動から排出された廃棄物等を処理する施設やリサイクルする施設が必要不可欠であり、温室効果ガス削減にも寄与する処理施設等の整備促進などの資源循環推進体制の確保に取り組んでいきます。

また、今後更なる人口減少及び高齢化の進行が想定される中、近年市場規模、雇用規模等が拡大している廃棄物・リサイクル産業について、動静脈連携の促進などその振興を図る施策に取り組みます。

一方、依然として根強い「迷惑施設」とのイメージを払拭するため、県民に対しては、廃棄物処理施設の見学事業や環境学習出前授業などを通じて、施設の役割や必要性についての理解を深める取組を継続するなど、広報・啓発活動を強化していきます。

(4) 具体的取組

ア 資源循環に向けた処理体制の確保

(ア) 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築

一般廃棄物の処理に当たっては、市町等において、処理コストの低減等による効率化を図りつつ、体制を充実させることが重要です。また、一般廃棄物の処理に関する市町等の統括的な責任を踏まえ、市町等では、最終処分場をはじめとした一般廃棄物処理施設の継続的かつ安定的な確保を図ることが重要です。

- 市町等とともに人口減少を見据えた効果的な処理体制（中長期的ごみ処理広域化・集約化）のあり方について検討し、次期「栃木県ごみ処理広域化計画」を策定【一】
- 市町等に対して、災害時のバックアップ及び処理困難物の円滑処理に向けた民間事業者の活用を促進【一】

(イ) 再生利用のための施設の整備促進

再生利用の取組の促進に当たっては、技術開発、再生品の需要等の状況に加え、天然資源の消費抑制、温室効果ガスの排出抑制、最終処分量の削減等の効果も考慮し、処理施設の整備を促進します。

- 産業団地等における再資源化事業等高度化法に基づく高度リサイクル（広域回収、高度分別、脱炭素化）施設や優良な処理業者によるリサイクル施設の立地促進【共】
- 既存の融資制度等を活用し、民間による再生利用のための処理施設の整備を促進【共】

(ウ) 焼却施設における熱回収の促進

廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効に利用するため、周辺施設への熱供給又は電力供給を念頭に、熱回収の取組を促進します。

- 市町等に対し、平時及び災害時における周辺施設への熱供給又は電力供給の重要性（エネルギーの有効活用によるCO₂削減など）に関する普及啓発や先進的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設における高度な熱回収設備の導入を促進【一】
- 処理業者に対し、熱回収の重要性に関する普及啓発、具体的な取組事例の紹介等を行い、焼却施設の設置、改修等を行う場合には、処理能力に応じた熱回収設備の導入及び高度化を促進【共】
- 既存の融資制度等を活用し、民間の焼却施設への熱回収設備の導入及び高度化を促進【共】

(エ) 必要な産業廃棄物最終処分場の確保

県内における安定型最終処分場の残余容量の減少等の現状を踏まえ、産業廃棄物最終処分場において必要となる容量を確保することが重要です。

- 安定型最終処分場について、県北地域に施設が集中している現状に留意しつつ、必要容量を確保【産】
- 管理型最終処分場について、県営処分場「エコグリーンとちぎ」の安全・安心な運営を図るとともに、民間事業者による施設整備の状況を踏まえ、公共関与を含めた施設整備のあり方を検討【産】

- 第3セクター、協同組合等の公共的な団体による施設整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用等により支援を実施【産】

イ 廃棄物・リサイクル産業の振興

(ア) 製造業（動脈産業）とリサイクル業（静脈産業）との連携等による高度な循環システムの構築

天然資源の採取と加工は、温室効果ガス排出や生物多様性損失の要因となっていることを踏まえ、製造業・販売業とリサイクル業等との事業者間連携（動静脈連携）を通じて、廃棄物等を資源として最大限活用するとともに廃棄物等に付加価値を生み出し、新たな成長につなげる社会システムの転換（循環経済への移行）を図ることが重要です。

- サーキュラーエコノミーへの理解促進に係る普及啓発【共】
- 製造業・販売業とリサイクル業等とのマッチング環境の創出【共】
- サーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの構築支援【共】
- 製造業・販売業、排出事業者等に対し、動静脈連携や再生材・再生可能資源への代替、環境配慮設計等の先進事例の紹介【産】

(イ) 廃棄物処理施設、リサイクル施設に対する県民等の理解促進（イメージ向上）

処理施設は、日常生活及び事業活動に伴い発生する廃棄物処理の観点に加え、災害時における復旧の拠点としても必要であり、さらには、廃棄物・リサイクル産業の市場規模等が近年拡大していることを踏まえ、処理施設の整備が地域経済の活性化、企業立地の促進等につながることを期待できることについて、県民及び市町等の理解促進を図ります。

- 関係団体と連携し、リサイクル施設等見学コンシェルジュ事業や県内小中学校における処理施設等に関する出前授業等の実施を通じて、処理施設の必要性等について、県民等への理解を促進【共】
- 研修会の開催等により、民間の処理施設の整備及び活用が地域経済の活性化等に有益であることについて、市町等への理解を促進【共】
- 市町等及び処理業者に対し、処理施設及び維持管理状況の積極的な公開等への働きかけ【共】
- 処理施設が設置される市町及びその住民の要望を踏まえ、処理施設の周辺地域等において公益的な施設の整備等を促進【産】

(ウ) 優良な産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物処理業に対する県民の理解を促進するため、排出事業者が自らの判断で処理業者を選択する際の参考となる、優良な処理業者の育成を行うことが重要です。

- 産業廃棄物処理業者の優良認定制度の普及啓発【産】
- 優良な処理業者の更なる育成【産】
- 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に関する情報公表の推進【産】

(エ) リサイクル施設の立地促進等

今後更なる人口減少及び高齢化の進行が想定される中、廃棄物・リサイクル産業については、近年市場規模、雇用規模等が拡大しており、地域経済の活性化、企業誘致の促進等の効果も期待できることを踏まえ、リサイクル施設の立地促進等を通じた、廃棄物・リサイクル産業の振興を図ります。

- 産業団地等における再資源化事業等高度化法に基づく高度リサイクル（広域回収、高度分別、脱炭素化）施設や優良な処理業者によるリサイクル施設の立地促進（再掲）【共】
- リサイクル施設の更なる安全性確保を図りつつ、リサイクル施設の立地促進策を検討【共】
- 「とちの環エコ製品」の需要の拡大及び認定件数の増加を通じた廃棄物・リサイクル産業の振興【共】
- 関係部局と連携を図りながら、資源循環に資する先進事例の紹介や新製品・新技術開発等への支援【共】

(5) 指標

項 目	現状値	目標値
サーキュラーエコノミー動静脈産業マッチング件数	— 【R6(2024)】	20件 【R12(2030)】
県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数	82件 【R6(2024)】	増加を目指す 【R12(2030)】

コラム：サーキュラーエコノミーとは？

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは、製品を製造する際に、廃棄物等を再資源化した再生原料として循環利用をする等により、新たな資源の投入や廃棄物の処分量を抑え持続可能な社会と経済成長を両立させる新しい経済システムのことです。

サーキュラーエコノミーへの移行を実現するための有効な手法として、使用済製品を再生利用して、再び元の製品に戻す「水平リサイクル」があります。本県においても、使用済みペットボトルから新しいペットボトルを再生する「ボトル to ボトル」などの取り組みが進められています。



ペットボトルの水平リサイクル

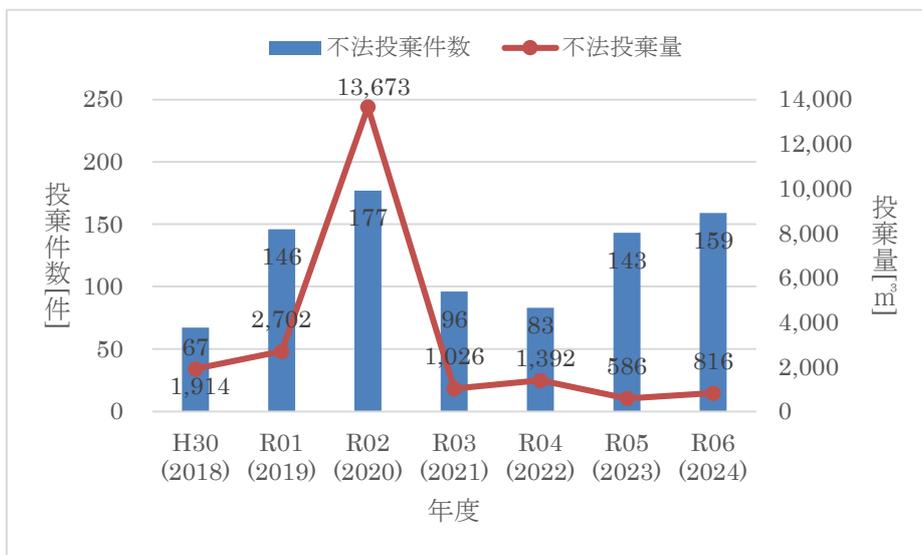
3 廃棄物等の適正処理の促進

(1) 現状

ア 県内における廃棄物の不適正処理等の状況（図表 59～60）

- 不法投棄撲滅のためには不断の監視が必要であり、県では、民間警備会社に委託し、休日・夜間の監視パトロールを実施するとともに、監視カメラによる監視活動やヘリコプターを利用したスカイパトロールの実施など、監視体制強化のための施策を継続して実施しています。
- 令和6（2024）年度の県内における10t以上の産業廃棄物の不法投棄件数は4件でしたが、小規模な不法投棄については、突発的な不法投棄が後を絶たず、年度によって件数が増減しています。
- 県内における不法投棄等の不適正処理の事例に対しては、行為の悪質性等に応じて、行為者に対する改善命令等、産業廃棄物処理業等に係る事業停止命令又は許可取消し、改善命令等を行っています。
- また、一部地域で金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生が報告されているとして、不適正ヤードへの規制が国において検討されているところです。

【図表 59】県内における産業廃棄物不法投棄件数及び不法投棄量の推移



【図表 60】県内における新規 10t 以上の内訳別の不法投棄件数及び不法投棄量の推移

年度	H30 (2018)	R01 (2019)	R02 (2020)	R03 (2021)	R04 (2022)	R05 (2023)	R06 (2024)
投棄件数	2	4	2	2	6	0	4
建設系廃棄物	2	3	2	0	5	0	2
その他廃棄物	0	1	0	2	1	0	2

イ 処理困難な廃棄物

- 一般的な処理施設では処理が困難な廃棄物、石綿等の有害な物質を含む廃棄物、感染症対策に伴い発生するマスクや防護服等の感染性廃棄物等について、適切な処理に向けた普及啓発を行っています。
- また、太陽光パネルについては2030年代半ばから顕著に廃棄量が増加し、リサイクルを着実に進めなければ最終処分量の大幅な増加につながるものが危惧され、国においてリサイクル制度の検討を行っています。

ウ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理について（図表 61）

- ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、燃えにくく電気絶縁性に優れていることから、変圧器、コンデンサー及び蛍光灯安定機器等の絶縁油として広く使用されてきましたが、有害であることが判明し、現在は新たな製造は禁止されています。
- 平成13（2001）年6月に制定された「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」では、PCB廃棄物を保管する事業者に対して毎年の保管及び処分の状況の届出や適正な保管等を義務付けるとともに、令和9（2027）年3月末までに全てのPCB廃棄物の処理を完了させるとしています。
- 県では同法に基づき、保管事業者への処分指導、潜在的な保有事業者への保有状況の確認及び普及啓発等を行っています。
- また、国においてはPOPs条約で求められている令和10（2028）年までの適正な管理を実現するため、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に管理・処理するための仕組みについて、検討しているところです。

【図表 61】 県内のPCB廃棄物保管状況（届出に基づく） [令和6（2024）年度末現在]

種類	単位	保管数量		
		高濃度 PCB廃棄物	低濃度 PCB廃棄物	合計
変圧器	台	0	333	333
コンデンサー（3kg以上）	台	6	374	380
コンデンサー（3kg未満）	台	2	424	426
柱上変圧器	台	0	5	5
安定器	台	385	0	385
PCBを含む油	kg	0	25,597	25,597
感圧複写紙	kg	0	0	0
ウエス	kg	0	748	748
OFケーブル	kg	0	0	0
汚泥	kg	0	400	400
塗膜	kg	0	20,820	20,820
その他機器等	台	0	39	39

（注1）ドラム缶等の各種容器にまとめて保管している場合など、台数（個数）や重量で計上できないものについては、除外している

（注2）宇都宮市が所管する届出分を含む

エ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- 平成 23（2011）年 3 月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により放射性セシウムを含む廃棄物が発生し、放射性セシウムの放射能濃度が 8,000 Bq/kg 超の廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、指定廃棄物として国が処理することとされています。
- 県内の指定廃棄物の保管量は福島県に次いで多く、県内約 90 か所で分散保管されていますが、放射性物質に対する県民の不安等から、県内における長期管理施設の整備は進んでいない状況です。
- 放射性セシウムの濃度が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物は、通常の廃棄物と同様に処理することができますが、一部では円滑に処理が進んでいない状況が見られます。また、除染により生じた除去土壌等について、令和 7（2025）年 3 月に埋立処分基準が策定されたことを踏まえ、地域の理解を得ながら適切な管理及び処理を実施する必要があります。

オ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備

- 近年、全国的に大規模災害が頻発しており、県内においても平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災や令和元（2019）年 10 月の令和元年東日本台風により、多量の災害廃棄物が発生しました。
- 県では、今後起こりうる大規模災害における災害廃棄物処理について、平時に備える事項や災害時の対応を規定する「栃木県災害廃棄物処理計画」を平成 31（2019）年 3 月に策定し、令和 3（2021）年 7 月には、災害時の廃棄物処理対応マニュアル（令和 2（2020）年 3 月策定）等の内容反映を目的とした改定を行いました。
- また、災害時の廃棄物処理に係る備えとして、市町等及び関係団体と災害廃棄物等の処理の応援体制に関する協定を締結しており、初動対応に関する机上訓練や関係団体への支援要請伝達訓練等を行っています。
- さらに、大規模災害発生時の廃棄物対策に関して、関東ブロック内の都県域を越えた連携について検討するため、関東地方環境事務所と都県市等で「大規模災害発生時廃棄物対策関東ブロック協議会」を構成しています。
- 国においては、令和 6（2024）年能登半島地震等を踏まえ、令和 7（2025）年 3 月に今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる方向性について取りまとめたところです。

（2）課題

- 廃棄物の適正処理を巡っては、特定の箇所で恒常的にごみが捨てられる事例や突発的な事例など、悪質な不法投棄が後を絶たず、引き続き厳格な対応が求められています。また、不適正なヤード（保管場）における処理に起因して、騒音や悪臭の発生、公共用水域や土壌の汚染など、地域環境への影響が全国的に懸念されています。加えて、今後大量廃棄が見込まれる太陽光パネルや処理が困難な廃棄物、処理期限を迎える PCB 廃棄物等の適正な管理及び処理が必要です。

○災害時に発生する廃棄物への対応に向けては、処理体制の整備が重要ですが、自治体では「発災時の対応」に関するノウハウが不足している状況です。また、水害を想定した災害廃棄物処理計画、またはそれに類する計画を策定していない市町も存在しており、災害時の円滑な処理体制の構築が必要です。

(3) 施策の方向性

本県における不法投棄等の不適正処理の状況について、パトロールや監視カメラの設置、不法投棄 110 番の開設など監視体制の強化を図るとともに、排出事業者に向けた指導にも積極的に取り組み、県民、市町等、民間事業者等と連携し、実効的な不適正処理対策を進めていきます。

また、市町等の処理施設において処理が困難な廃棄物や処理期限が迫る PCB 廃棄物等について、関係団体等と連携しながら確実な処理体制の構築を進めていきます。

さらに、災害発生時における対応力の向上を図るため、平時から情報伝達訓練等に取り組むとともに、災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理及び最終処分量の削減のための分別徹底等ができるよう、災害廃棄物処理計画の改定支援などを通じ、市町・関係団体等との連携体制を構築します。

(4) 具体的取組

ア 廃棄物の適正処理

(ア) 不法投棄等の不適正処理対策

市町・警察等関係機関、県民、民間事業者等と連携し、廃棄物の不適正処理の効果的な防止対策を行うことが重要です。

- 不適正処理の未然防止策として、排出事業者・処理業者に対する普及啓発・指導のほか、関係機関と連携して監視・情報収集・情報提供等を実施【共】
- 職員による監視パトロールやスカイパトロール、監視カメラ設置等、不適正処理を早期に見出すことで、実効的な対策を推進【共】
- 排出事業者や処理業者に対する立入検査の実施【産】
- 建設系廃棄物等について、建築物等の解体工事現場における立入検査等の実施【産】
- 不法投棄、不適正処理事案に対する厳正な対処【共】
- 法改正等を踏まえた不適正ヤードへの指導【共】
- 「とちぎの環境美化県民運動」として年間を通しての環境美化活動や県下一斉の清掃活動の実施、県が率先したごみ拾い活動の実施【一】

(イ) 排出事業者の意識改革

廃棄物の発生から最終処分が終了するまで、適正処理が行われるよう必要な措置を講ずる責務を排出事業者が負っていることについて周知し、適正処理を徹底することが重要です。

- 講習会の開催や排出事業所への立入検査等を通じて、排出事業者による廃棄物の分別、委託基準及び処理基準の遵守を徹底【共】
- 排出事業者責任に関する普及啓発や優良認定を受けた処理業者のホームページ等での公開を通じて処理を委託しやすい環境を整備【産】
- 電子マニフェストの更なる普及促進【産】

- 不適正処理に対するその処理を行った処理業者だけではなく、排出事業者に対しても行政処分を行う（排出事業者責任）など厳正な対処による排出事業者の意識改革を促進【共】

(ウ) 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保

処理困難な廃棄物や、有害な物質を含む廃棄物については、安全性に留意した上で、確実な処理を図ることが重要です。

- 市町等の処理施設において処理が困難な一般廃棄物について、市町等と民間事業者等が連携した処理体制構築の促進【一】
- 石綿を含む建設系廃棄物の適正処理の立入検査等の実施【産】
- 平時及び感染症流行時における感染性廃棄物の確実な処理を図るため、市町等、処理業者、医療機関等に対し、「感染性廃棄物処理マニュアル」や関係ガイドラインの周知【共】
- 今後想定される太陽光パネルの大量廃棄を見据えた国の制度に基づく太陽光パネルの適正処理の促進【共】
- 産業廃棄物処理委託契約に当たり、適正処理のために必要な情報を排出事業者が処理業者に提供する必要があることを周知徹底【産】
- 建築物の解体における残置物について、残置物の所有者・占有者による適正な処理に向けた普及啓発【共】
- 製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が、当該製品が廃棄物になったものを広域的に処理する広域認定制度の活用促進【共】

(エ) PCB廃棄物等の適正な管理及び処理

PCB廃棄物等については、処理期限内の適切な処理を指導していくとともに、期限後においても、継続して適切な管理・処理を指導していくことが重要です。

- 低濃度PCB廃棄物を保管する事業者に対して、処理期限内の確実な処理に向けた継続的な処分指導を実施【産】
- 処理期限後に発見されるPCB廃棄物等について、保管事業者等に対する適正な管理及び処理の指導を継続【産】
- 講習会や広報紙等を通じて、PCB廃棄物等の適正な管理及び処理を周知【産】

(オ) 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質に汚染された廃棄物等についてはその処理が課題となっており、処理の促進に向けた取組を継続することが重要です。

- 指定廃棄物の一時保管が長期化している保管農家の負担軽減の早期実現に向け、市町の意向を確認し、国へ意見を伝える等、国と市町の間に入って積極的に役割を遂行【共】
- 放射性物質に汚染された廃棄物等の早期処理を図るため、安全性に関する県民の理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行う国の施策への協力【共】
- 除染により生じた除去土壌等について、市町と連携しながら適切な管理及び処理を実施するとともに、国に対し、これらの処理等に必要な支援を要請【共】

イ 災害廃棄物の処理体制の整備

(ア) 県及び市町における災害廃棄物の処理体制の整備促進

非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制整備を図ることが重要です。

- 水害等へ対応するための市町等の災害廃棄物処理計画改定支援等、平時からの備えを促進【一】
- 仮置場の候補地選定や分別等を始めとする災害時の初動期における対応力向上のため、県及び市町等職員に対する訓練を実施【一】
- 市町を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会やBCP策定促進等の実施による人材育成・対応力向上【一】
- 災害廃棄物処理に関する協定の実効性向上のため、市町及び締結関係団体との訓練の実施及び内容見直し等を実施【一】
- 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における協議・検討による広域連携体制の強化【一】

(イ) 廃棄物処理施設の強靱化

非常災害時において災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するためには、処理施設における災害対策を強化することが重要です。

- 市町等に対し、一般廃棄物処理施設の新規整備や大規模改修等における大規模自然災害に備えた立地環境、構造の検討及び設備導入を促進【一】
- 市町等に対し、処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等に関する先進的な取組事例の紹介等を行うとともに、市町等と共に、災害廃棄物の発生見込量等に応じて、民間の処理施設の活用可能性等を検討【一】
- 民間の処理施設について、耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等の促進【共】

(5) 指標

項目	現状値	目標値
県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数 (10 t 未満を含む)	159 件 【R6(2024)】	79 件 【R12(2030)】
水害を想定した災害廃棄物処理計画の策定市町数	8 市町 【R6(2024)】	25 市町 【R12(2030)】